

公 告

(監査委員)

茨城県監査委員公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、茨城県知事から包括外部監査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年8月20日

茨城県監査委員	白 田 信 夫
同	菊 池 敏 行
同	小 沼 均
同	齋 藤 良 彦

包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

平成23年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、以下のとおりである。

年度	テーマ	指摘件数	措置状況	
			措置済	今回措置
23	病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について	99	—	89

平成23年度包括外部監査結果報告への措置状況

指摘事項の内容
<p>テーマ： 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について</p>
<p>V 監査結果（総論）</p> <p>1 経営形態の見直し</p> <p>1-1 茨城県立医療大学及び付属病院の公立大学法人化の推進について 公立大学法人は、財務諸表等により財政負担に対する業績評価を的確に把握できることから、公立大学法人化を早急に進めていくべきである。</p>
<p>2 病院局と医療大学及び付属病院の連携 病院局と医療大学及び付属病院の連携について、定期的協議の制度を構築し、事務方レベルでも茨城県の所管課レベルでも3者連携を深めることが必要である。</p>
<p>4 医業未収金の回収不能見込額及び不納欠損処分について</p> <p>ア 時効の到来した未収金 127,747 千円は資産性がないので、処理が必要である。</p> <p>イ 茨城県においても東京都などのように、債務者が時効の援用をすると見込まれる場合に、債権放棄できる規定を設けた条例の制定も検討するべきである。</p>
<p>6 病院局所管の県立3病院の退職給与引当金について</p> <p>(4) 茨城県病院局会計規程について 茨城県病院局会計規程に、退職給与引当金に関連する規定を追加する必要がある。</p>
<p><中央病院監査結果></p>
<p>VI 中央病院（各論）</p> <p>2 診療圏分析及び病院機能分析</p> <p>(6) 患者満足度調査分析 患者の不満の理由を再度確認し、スタッフと患者との関係が悪いことによるトラブルならば、今後医療スタッフの研修を徹底する必要がある。</p>
<p>3 管理項目毎の監査結果</p> <p>(1) 未収金管理</p> <p>① 債権管理事務マニュアルについて 各手続きの具体的な実施期限や実施時期等を明確にし、実務上の運用に即したマニュアルに改訂する必要がある。</p>
<p>② 医業未収金の回収不能見込額について 過年度個人医業未収金のうち、時効期間経過分が 107,083 千円あり、資産性はない。</p>
<p>③ 個人未収金の高額滞納者の回収管理について 過年度個人医業未収金の未収者全般が生活困窮状況であることを勘案すると、事実上未収金総額の回収は不可能であると考えられ時効未経過分については、債権保全の手続を徹底するとともに、早期回収あるいは債務者の実態に応じた処理をすべきである。</p>
<p>④ 入院保証金・誓約書・保証書の入手について</p> <p>ア 入院保証金及び保証書の入手は未収金保全の重要な手段であるため受領を徹底する必要がある。</p>
<p>イ 誓約書・保証書の正確な記載を徹底する必要がある。</p>
<p>⑤ 退院時における入院費用精算について 平日の当日精算及び休日退院の場合の期限前精算を徹底する必要がある。</p>

指摘事項の内容	
⑥	<p>返戻レセプトの会計処理について</p> <p>返戻は単なる請求手続きの不備等により収益の回収が遅れるだけで、会計理論的には返戻時点で医業収益を修正する必要のあるものではないため、期末再請求未了の返戻レセプトについては年次の病院実績を適切に反映させるため再計上する必要がある。</p>
⑦	<p>過誤返戻レセプトの会計処理について</p> <p>過誤返戻の再請求が不能な場合等、事実上過誤返戻相当額の返還が確定している場合を除いて、会計理論的には過誤返戻時点で医業収益を修正する必要のあるものではないため、期末再請求未了の過誤返戻レセプト相当額については年次の病院実績を適切に反映するために再計上処理する必要がある。</p>
⑧	<p>請求保留レセプトの会計処理について</p> <p>診療行為が完了した時点で医業収益及び医業未収金を計上することが費用収益対応の観点から適切な処理であり、期末請求保留レセプトについて年次の病院実績を適切に反映するために再計上処理する必要がある。</p>
⑨	<p>過年度団体医業未収金の処理について</p> <p>過年度団体医業未収金のうち発生年度が古く回収が見込まれないと認められる未収金については損失処理を実施する必要がある。</p>
⑩	<p>その他指摘事項</p> <p>平成 22 年度の現金出納カードの確認印の押印漏れが 1 件発見された。</p>
(2)	<p>固定資産管理</p>
①	<p>遊休資産について</p> <p>遊休資産は、早急に有効利用できるかどうか検討のうえ、売却や廃棄等の方針を決定し、適切に管理する必要がある。</p>
②	<p>固定資産台帳の登録情報について</p> <p>固定資産台帳の登録情報を見直し、適切に修正する必要がある。</p>
③	<p>資産の廃棄処理漏れについて</p> <p>資産の除却処理漏れが存在するため、除却処理を実施する必要がある。</p>
④	<p>固定資産の現物確認について</p> <p>ア 定期的に固定資産の現物確認を実施することが必要である。</p> <p>イ 固定資産実査を行うにあたり、会計規程に定め、また、作業内容を標準化するために、固定資産の現物確認マニュアルを作成する必要がある。</p>
⑤	<p>固定資産管理シールを付す時期について</p> <p>物品の納入検品された時点において固定資産管理シールを付し、管理対象資産として管理する必要がある。</p>
⑥	<p>借受資産の管理について</p> <p>茨城県病院局会計規程に基づき、借受固定資産台帳を作成し、借受資産を適切に管理する必要がある。</p>
⑦	<p>文書の保管状況について</p> <p>入札に係る文書、契約書等の契約に係る文書、会計伝票などの重要文書は、整理保存方法を標準化する必要性があると考えられる。</p>
(3)	<p>棚卸資産管理</p>
②	<p>棚卸資産に計上されていない院内在庫について</p> <p>ア 診療材料に関する院内在庫については、患者に販売・投与するまでは、適切に管理・記録する必要がある、棚卸資産として計上すべきである。</p> <p>イ 定数管理を行っている薬品・診療材料については金額的・質的重要な在庫については、継続的な受払記録をとるべきである。</p>

指摘事項の内容
<p>③ 実地棚卸 ア 実際に実地棚卸した結果の記録について、保管期間に関する規定を定めて保管しておくべきである。</p>
<p>イ 注射薬は棚卸差異が生じやすい品目であるため、日々の管理を重視する必要がある。</p>
<p>④ 棚卸差異分析について 薬剤科倉庫における棚卸差異表によると、注射薬を中心に不明差異が生じているので、差異原因を調査・分析を行うべきである。</p>
<p>⑤ 棚卸減耗損の計上について 棚卸差異は棚卸資産減耗として認識することが必要となる。</p>
<p>⑥ 棚卸の結果報告 実地棚卸の結果、過不足があった場合は、管理者及び公所長に報告する必要がある。</p>
<p>(4) 出納管理 ③ 金庫の施錠管理 金庫は鍵とダイヤルにより二重に施錠し、ダイヤルは定期的に変更することで厳重に管理することが必要である。</p>
<p>④ 領収書の管理 領収書綴りの管理簿による領収証綴りの払出管理及び各領収証綴りの連番管理により、領収証の不正使用を未然に防ぐことが必要である。</p>
<p>⑥ 出納業務と経理業務の職務分掌について 出納業務を行う担当者は、経理業務を行わず、経理業務を行う担当者は出納業務を行わないとすることが必要である。</p>
<p>(5) 人事管理 ① 時間外勤務、休日及び夜間勤務命令簿の承認について 時間外勤務、休日及び夜間勤務命令簿については、上席者の承認を得るとともに、時間外勤務の内容について、具体的に記載する必要がある。</p>
<p>(6) 委託契約管理 ① 契約方法について 委託契約の執行伺いは必ず作成すること。</p>
<p>(7) 部門別計算 ② 原価システムの不備 より詳細なマニュアルの提供を依頼すべきである。また、早急に、新たに運用保守契約を締結し、原価計算システムについて適時に保守を受けることができる体制を構築すべきである。</p>
<p><こころの医療センター監査結果></p>
<p>VII こころの医療センター（各論） 5 管理項目毎の監査結果 (1) 未収金管理 ① 医業未収金の回収不能見込額について 過年度個人医業未収金の中で時効経過期間分については、資産性はない。</p>
<p>② 個人医業未収金の高額滞納者の回収管理について 過年度個人医業未収金の未収者全般が生活困窮状況であることを勘案すると、事実上未収金総額の回収は不可能であると考えられ時効経過分については、債権保全の手続を徹底するとともに、早期回収あるいは債務者の実態に応じた処理をすべきである。</p>

指摘事項の内容

③ 退院時における入院費用精算について
当日精算を徹底する必要がある。

④ 返戻レセプトの会計処理について
返戻は単なる請求手続きの不備等により収益の回収が遅れるだけで、会計理論的には返戻時点で医業収益を修正する必要があるものではないため、期末再請求未了の返戻レセプトについては年次の病院実績を適切に反映させるため再計上処理する必要がある。

⑤ 過誤返戻レセプトの会計処理について
過誤返戻の再請求が不能な場合等、事実上過誤返戻相当額の返還が確定している場合を除いて、会計理論的には過誤返戻時点で医業収益を修正する必要があるものではないため、期末再請求未了の過誤返戻レセプト相当額については年次の病院実績を適切に反映するために再計上処理する必要がある。

⑥ 請求保留レセプトの会計処理について
診療行為が完了した時点で医業収益及び医業未収金を計上することが費用収益対応の観点から適切な処理であり、期末請求保留レセプトについて年次の病院実績を適切に反映するために再計上処理する必要がある。

⑥ 請求保留レセプトの会計処理について
院内の事務遅延による長期保留レセプトについては、可及的速やかに手続きを完了し請求処理する必要がある。

⑦ 現年度団体医業未収金残高について
2, 3月診療請求分以外の過年度団体医業未収金相当額については、勘定科目の性質上過年度未収金残高へ振替える必要がある。

(2) 固定資産管理

① 遊休財産について
当該焼却炉に関しては、早急に撤去、廃棄手続きを実施する必要がある。

① 遊休財産について
遊休状態となっている財産を把握し、早急に有効利用できるかどうか検討の上、売却や廃棄等の方針を決定し、適切に管理する必要がある。

② 病院新築工事に係る廃棄資産の特定について
平成23年12月に既存病棟解体工事の完了予定とのことであり、早急に廃棄資産の特定を行う必要がある。

③ 除却処理漏れについて
資産の除却処理漏れが存在するため、除却処理を実施する必要がある。

④ 固定資産管理シールについて
茨城県病院局会計規程第65条の5に基づき、固定資産に固定資産管理シールを付し、固定資産であることを表示するとともに、管理対象資産として管理する必要がある。

⑤ 固定資産の現物確認について
定期的に固定資産の現物確認を実施することが必要である。

⑤ 固定資産の現物確認について
固定資産実査を行うにあたり、会計規程に定め、また、作業内容を標準化するために、固定資産の現物確認マニュアルを作成する必要がある。

⑥ 借受資産の管理について
茨城県病院局会計規程に基づき、借受固定資産台帳を作成し、借受資産を適切に管理する必要がある。

⑦ 減価償却費に関する決算調整について
計算誤りのある資産については、原価償却費を適切に修正し、固定資産管理システム上の登録誤りや漏れを原因とするものである場合、当該管理システムを追加修正する必要がある。

指摘事項の内容
⑧ 決算後の固定資産台帳の遡り修正について 固定資産管理システムについて、決算等の一定の時期において確定処理を行い、その後の追加、削除、修正処理はできないようにする必要がある。
⑨ 固定資産台帳登録依頼書について 適切に台帳登録を行うため、固定資産台帳登録依頼書などの文書による登録依頼を行う必要がある。
(3) 棚卸資産管理 ① 棚卸資産に関する規程について 病院の実態に応じ現状に即した規程に改定する必要がある。
② 診療材料について 必要に応じて、継続記録による受払管理や棚卸計算法による棚卸資産管理を実施すべきである。
③ 薬品の棚卸について 金銭的・質的重要性が高い医薬品については、バラ単位で期末棚卸を実施し、期末評価額については原則として貯蔵品勘定に振り替える必要がある。
(4) 出納管理 ① 預り証の管理 領収書綴りの管理簿による領収証綴りの払出管理及び各領収証綴りの連番管理により、領収証の不正使用を未然に防ぐことが必要である。
② 家族会の現金、患者の小遣い現金 家族会現金は、患者の小遣い金とは、保管・管理は別にすべきである。
(5) 人事管理 ① 夜間勤務手当を計算する場合の夜間勤務時間について 夜間勤務時間の開始時間は、就業時間の開始と同じく午前0時30分とすべきである。
② 非常勤嘱託員の出勤簿について 嘱託員の出勤を明確にするため、出勤時間と退庁時間の記載、上司の確認印の徹底が必要である。
<こども病院監査結果>
VIII こども病院（各論） 3 管理項目毎の監査結果
(1) 未収金管理 ① 医業未収金の回収不能見込額について 過年度個人医業未収金の中で時効経過期間分については、資産性はない。
② 個人医業未収金の高額滞納者の回収管理について 過年度個人医業未収金の未収者全般が生活困窮状況であることを勘案すると、事実上未収金総額の回収は不可能であると考えられ時効経過分については、債権保全の手続を徹底するとともに、早期回収あるいは債務者の実態に応じた処理をすべきである。
③ 誓約書・保証書の入手について 保証書の入手は未収金保全の重要な手段であるため受領を徹底する必要がある。
④ 退院時における入院費用精算について 当日精算を徹底する必要がある。
⑤ 返戻レセプトの会計処理について 返戻は単なる請求手続きの不備等により収益の回収が遅れるだけで、会計理論的には返戻時点で医業収益を修正する必要のあるものではないため、期末再請求未了の返戻レセプトについては年次の病院実績を適切に反映させるため再計上処理する必要がある。

指摘事項の内容

⑥ 過誤返戻レセプトの会計処理について

ア 過誤返戻の再請求が不能な場合等，事実上過誤返戻相当額の返還が確定している場合を除いて，会計理論的には過誤返戻時点で医業収益を修正する必要があるものではないため，期末再請求未了の過誤返戻レセプト相当額については年次の病院実績を適切に反映するために再計上処理する必要がある。

イ 期末再請求未了の返戻レセプトの中に事実上再請求不能なレセプトがあるため，所定の院内手続を経て速やかに処理する必要がある。

⑦ 請求保留レセプトの会計処理について

診療行為が完了した時点で医業収益及び医業未収金を計上することが費用収益対応の観点から適切な処理であり，期末請求保留レセプトについて年次の病院実績を適切に反映するために再計上処理する必要がある。

(2) 固定資産管理

① 固定資産台帳の照合について

年度末などの定期的に，試算表と固定資産台帳の照合を実施し，両者の一致を確認する必要がある。

② 資産の現物管理について

資産の検品時点で固定資産番号シールを発行しうるように改善すべきである。

③ 固定資産の現物確認について

現物確認し，除却処理，管理換等の手続を実施し，管理台帳の所在に関する情報を更新すべきである。

③ 固定資産の現物確認について

固定資産現物確認の実施マニュアルを作成し，手続の標準化を図ることが必要である。

④ 物品預り証の入手について

物品の引渡しに関する事実を明確にするため，原則として，物品預り証又はこれに代わる書類を入手する必要がある。

(3) 棚卸資産管理

① 棚卸資産に関する規程について

平成 21 年の SPD の導入に即した規程に改定する必要がある。

② クレーム依頼書の記載様式及び管理方法について

「クレーム依頼書」は不具合の事実を疎明する唯一の帳票であるため，原本を漏れなく保管する必要がある。

③ SPD 対象外の診療材料について

SPD 対象外の検査試薬等は病院自身の棚卸資産であるため，棚卸資産管理を実施すべきである。

④ バラ管理の薬品の棚卸について

バラ管理による薬品については原則として貯蔵品勘定に振り替える必要がある。

(4) 出納管理

① 領収証の管理

領収証綴りの管理簿による領収証綴りの払出管理及び各領収証綴りの連番管理により，領収証の不正使用を未然に防ぐことが必要である。

(6) 個人情報管理

① 個人所有 P C の持ち込みについて

個人所有パソコンの使用許可後の使用内容についてのモニタリング及びセキュリティソフトの更新状況等の管理を十分に行うべきである。

指摘事項の内容

< 付属病院監査結果 >

IX 付属病院（各論）

3 管理項目毎の監査結果

(1) 経営収支改善の方途

経営面及び医療面から、リハビリテーションの実施率の向上が期待されることから、定数増による療法士の増員を図り、収支の改善に取り組むべきである。

(2) 中長期経営計画の収支計画

中長期経営計画の経営目標として、5年程度の収支計画を作成すべきである。

(4) 未収金管理

① 調整額のシステム入力 of 正確性の検証手続

調定額の確認方法について、マニュアルを作成し、担当者が交代しても業務の一貫性を確保する必要がある。

② 医業未収金収入未済額の回収不能見込額について

時効経過前未収金について、時効管理を徹底し、回収促進を図る必要がある。
また、収入未済額の決算時のデータは保存しておかなければならない。

(5) 固定資産管理

① 現物確認

備品確認の実施方法を改善して、備品の適切な管理を実施する必要がある。

③ リース資産の管理

リース資産についても、管理台帳を作成し適切に管理する必要がある。
リース資産の現物には、リース資産であることを明示すべきである。

(6) 棚卸資産管理

① 在庫管理の状況

病院決算内容の把握のため、在庫量及び在庫金額を明らかにすべきである。
院内在庫は、少なくとも定数による在庫金額は把握すべきである。

(7) 出納管理

① 窓口収納料金の現金確認の証跡化

窓口収納料金受領時は、現金を確認の上、金種表に押印し、確認の証跡を残すことにより出納管理の責任の所在を明確にすべきである。

(9) 繰出金

① 繰出金の算定方法の見直しの必要性

「リハビリ医療に要する経費」について、一定の基礎データに基づき算定すべきである。
不足が生じる場合は「収支差補填のための経費」等の名目とすべきである。

(10) 情報システム

① アクセス管理について

パスワードの変更については、1年よりも短い期間（例えば3カ月毎）で実施を義務づけるようにすると共に、システムの期限切れはログインできないようにすべきである。

② 外部記録装置（USB）の取扱いについて

OAシステムについて、データを外部記憶装置にコピーできないようシステム的に設定する、又は、申請が承認された場合のみコピー可とするという対策が必要である。

許可された場合でも、システム上暗号化を要求するなどセキュリティ対策を講じるべきである。

(11) 委託契約管理

② 随意契約について

医療用特殊機器を購入する際は、保守契約条件も加味して入札することの検討が必要である。

指摘事項の内容

③ 保育園事業について

平成 21 年度では、医療大学側の子息が約半数保育園サービスを受けているため、保育園事業に関する委託料については、大学側と適切に負担すべきである。

(12) その他

① 平成 22 年年報における、決算額数値の誤り

平成 22 年度年報の数値に一部誤りがあった。誤りのない数値を公表すべきである。

② 代用公舎（女子寮）について

一棟借り上げの代用公舎があるが、空き室があるので、賃借料の値引き又は個別契約へ変更すべきである。

③ 共通費の負担について

電気容量という単一の負担基準ではなく、合理的で説得力のある複数の負担基準にすべきである。

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について		担当部・課 医療大学
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
V 監査結果（総論） 1 経営形態の見直し 茨城県立医療大学及び付属病院の公立大学法人化の推進について 公立大学法人は、財務諸表等により財政負担に対する業績評価を的確に把握できることから、公立大学法人化を早急に進めていくべきである。	公立大学法人化による利点及び課題について、検証に取り組むこととした。	

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について		担当部・課 保健福祉部厚生総務課, 病院局経営管理課, 医療大学
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
V 監査結果(総論) 2 病院局と医療大学及び附属病院の連携 病院局と医療大学及び附属病院の連携について、定期的協議の制度を構築し、事務方レベルでも茨城県の所管課レベルでも3者連携を深めることが必要である。	平成24年5月に、3者連携のための第1回定期協議を実施し、連携強化を図った。また、事務処理要項等を策定した。	

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について		担当部・課 病院局経営管理課
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
V 監査結果(総論) 4 医業未収金の回収不能見込み額及び不能欠損処分について ア 時効の到来した未収金 127,747 千円は資産性がないので、処理が必要である。	時効が到来しても一部納付されている例もあり、必ずしも資産性がないとは言えない。回収可能性のある債権は引き続き回収に努めるが、やむを得ず回収が不能な債権については、全庁的な不納欠損方策の検討に合わせて対応していく。	

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について	担当部・課 総務部行財政改革地方分権推進室
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等
V 監査結果(総論) 4 医業未収金の回収不能見込額及び不納欠損処分について イ 茨城県においても東京都などのように、債務者が時効の援用をする と見込まれる場合に、債権放棄できる規定を設けた条例の制定も検討 すべきである。	<p>本県においては、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、「50万円以下の債権の放棄」については、専決処分(※)ができることとされている。また、回収不能となった50万円超の債権については、必要に応じ、議会の議決により、債権放棄を行うこととしている。</p> <p>時効期間が到来している未収債権であっても、私債権の場合は債務者から援用があるまでは回収可能であるため、公平性の確保の観点などから、一律に債権放棄するのではなく回収に努める必要がある。</p> <p>このため、債権放棄については、引き続き専決処分又は議決により対応していくこととする。なお、適切な債権管理の方法については、他の都道府県の動向等を踏まえながら、必要に応じて検討していく。</p> <p>※ 地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決(昭和39年10月6日議決「知事の専決処分事項に関する件」)。</p>

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について		担当部・課 病院局経営管理課
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
V 監査結果(総論) 6 病院局所管の県立3病院の退職給与引当金について (4) 茨城県病院局会計規程について 茨城県病院局会計規程に、退職給与引当金に関連する規定を追加する必要がある。	平成24年3月に、退職給与引当金に関連する規定を追加するよう茨城県病院局会計規程を改めた。	

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について		担当部・課 中央病院
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
VI 中央病院（各論） 2 診療圏分析及び病院機能分析 （6） 患者満足度調査分析 患者の不満の理由を再度確認し、スタッフと患者との関係が悪いことによるトラブルならば、今後医療スタッフの研修を徹底する必要がある。 3 管理項目毎の監査結果 （1） 未収金管理 ① 債権管理事務マニュアルについて 各手続きの具体的な実施期限や実施時期等を明確にし、実務上の運用に即したマニュアルに改訂する必要がある。	平成24年度から、職員全体を対象とした接遇研修会を開催することとした。 平成24年5月に、医業未収金の発生防止、督促、臨戸訪問、法的措置の実施などの一連の手続きについて、マニュアルを改めた。	

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について		担当部・課 病院局経営管理課, 中央病院
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等	
VI 中央病院 (各論) 3 管理項目毎の監査結果 (1) 未収金管理 ② 医業未収金の回収不能見込額について 過年度個人医業未収金のうち, 時効期間経過分が 107,083 千円あり, 資産性はない。	時効が到来しても一部納付されている例もあり, 必ずしも資産性がないとは言えない。回収可能性のある債権は引き続き回収に努めるが, やむを得ず回収が不能な債権については, 全庁的な不納欠損方策の検討に合わせて対応していく。	

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について	担当部・課 中央病院
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>VI 中央病院（各論）</p> <p>3 管理項目毎の監査結果</p> <p>(1) 未収金管理</p> <p>③ 個人未収金の高額滞納者の回収管理について 過年度個人医業未収金の未収者全般が生活困窮状況であることを勘案すると、事実上未収金総額の回収は不可能であると考えられ時効未経過分については、債権保全の手続を徹底するとともに、早期回収あるいは債務者の実態に応じた処理をすべきである。</p> <p>④ 入院保証金・誓約書・保証書の入手について ア 入院保証金及び保証書の入手は未収金保全の重要な手段であるため受領を徹底する必要がある。 イ 誓約書・保証書の正確な記載を徹底する必要がある。</p> <p>⑤ 退院時における入院費用精算について 平日の当日精算及び休日退院の場合の期限前精算を徹底する必要がある。</p> <p>⑥ 返戻レセプトの会計処理について 返戻は単なる請求手続きの不備等により収益の回収が遅れるだけで、会計理論的には返戻時点で医業収益を修正する必要のあるものではないため、期末再請求未了の返戻レセプトについては年次の病院実績を適切に反映させるため再計上処理する必要がある。</p>	<p>高額な治療費が想定される患者に対しては早期に相談員が介入することにより、公的扶助や公的医療制度の活用を促すこととし、未収金の発生防止に努める。また、時効未経過債務については、督促、臨戸訪問、法的措置等の債権保全を徹底し、早期回収等に努めることとした。</p> <p>平成24年度から、入院日当日に保証金の納付誓約書・保証書の提出がなかった入院患者について、退院時までには納付又は書類提出を要請していくこととした。</p> <p>平成24年度から、入退院窓口において記載内容の確認を徹底するとともに、別の担当者がダブルチェックし、記載不備等がないよう確認を行うこととした。</p> <p>平成24年度から、休日退院が想定される場合には、休日前に入院費の計算を行い請求するとともに、平日退院時には、会計窓口で精算を行った後に各病棟から退院させることとした。</p> <p>年度末に再請求未了のまま残っている返戻レセプトについては、平成23年度決算から、当該年度に収益を計上することとした。</p>

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について	担当部・課 中央病院
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>⑦ 過誤返戻レセプトの会計処理について 過誤返戻の再請求が不能な場合等、事実上過誤返戻相当額の返還が確定している場合を除いて、会計理論的には過誤返戻時点で医業収益を修正する必要のあるものではないため、期末再請求未了の過誤返戻レセプト相当額については年次の病院実績を適切に反映するために再計上処理する必要がある。</p> <p>⑧ 請求保留レセプトの会計処理について 診療行為が完了した時点で医業収益及び医業未収金を計上することが費用収益対応の観点から適切な処理であり、期末請求保留レセプトについて年次の病院実績を適切に反映するために再計上処理する必要がある。</p> <p>⑨ 過年度団体医業未収金の処理について 過年度団体医業未収金のうち発生年度が古く回収が見込まれないと認められる未収金については損失処理を実施する必要がある。</p> <p>⑩ その他指摘事項 平成22年度の現金出納カードの確認印の押印漏れが1件発見された。</p>	<p>年度末に再請求未了のまま残っている過誤返戻レセプトについては、平成23年度決算から、当該年度に収益を計上することとした。</p> <p>年度末に再請求未了のまま残っている保留レセプトについては、平成23年度決算から、当該年度に収益を計上することとした。</p> <p>平成22年度までの過年度残高について精査し、平成23年度決算において、減額調定を行い、過年度損失として計上した。</p> <p>平成24年度から、確認印の押印漏れがないよう十分に確認を行うこととした。</p>

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について	担当部・課 病院局経営管理課, 中央病院
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
VI 中央病院 (各論) 3 管理項目毎の監査結果 (2) 固定資産管理 ① 遊休資産について 遊休財産は、早急に有効利用できるかどうか検討の上、売却 や廃棄等の方針を決定し、適切に管理する必要がある。	未利用資産については、各資産の状況に応じ、処分することを含め具体的な活用策を決定する。

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について	担当部・課 中央病院
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>VI 中央病院（各論）</p> <p>3 管理項目毎の監査結果</p> <p>(2) 固定資産管理</p> <p>② 固定資産台帳の登録情報について 固定資産台帳の登録情報を見直し、適切に修正する必要がある。</p> <p>③ 資産の廃棄処理漏れについて 資産の除却処理漏れが存在するため、除却処理を実施する必要がある。</p> <p>④ 固定資産の現物確認について ア 定期的に固定資産の現物確認を実施することが必要である。</p>	<p>平成24年3月に、固定資産台帳の登録情報不備について適切に修正した。</p> <p>平成24年2月に、除却漏れの資産について、除却処理を行った。</p> <p>平成24年度から、現物確認と台帳の突合の実査を年1回以上行うこととした。</p>

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について	担当部・課 病院局経営管理課, 中央病院
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
VI 中央病院 (各論) 3 管理項目毎の監査結果 (2) 固定資産管理 ④ 固定資産の現物確認について イ 固定資産実査を行うにあたり, 会計規程に定め, また, 作業内容を標準化するために, 固定資産の現物確認マニュアルを作成する必要がある。	平成24年3月に, 固定資産実査に関連する規定を追加するよう会計規程を改めるとともに, 現物確認のためのマニュアルを作成し, 適切な管理を行うこととした。

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について	担当部・課 中央病院
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>VI 中央病院（各論）</p> <p>3 管理項目毎の監査結果</p> <p>(2) 固定資産管理</p> <p>⑤ 固定資産管理シールを付す時期について 物品の納入検品された時点において固定資産管理シールを付し、管理対象資産として管理する必要がある。</p> <p>⑥ 借受資産の管理について 茨城県病院局会計規程に基づき、借受固定資産台帳を作成し、借受資産を適切に管理する必要がある。</p> <p>⑦ 文書の保管状況について 入札に係る文書、契約書等の契約に係る文書、会計伝票などの重要文書は、整理保存方法を標準化する必要があると考える。</p> <p>(3) 棚卸資産管理</p> <p>② 棚卸資産に計上されていない院内在庫について</p> <p>ア 診療材料に関する院内在庫については、患者に販売・投与するまでは、適切に管理。記録する必要がある、棚卸資産として計上すべきである。</p> <p>イ 定数管理を行っている薬品・診療材料については金額的・質的重要な在庫については、継続的な受払記録をとるべきである。</p>	<p>平成24年度から、物品の納入検品された時点で、固定資産の登録を行い、同時に管理シールも作成し、貼付することとした。</p> <p>平成24年度から、借り受けている固定資産については、会計規程に基づき、借受固定資産台帳を作成し、借受資産を適切に管理していくこととした。</p> <p>平成24年度から、入札に係る文書、契約書等の契約に係る文書、会計伝票などの重要文書は、製本や簿冊は、文書等整理保存規程第11条の規定に基づき整理することとした。また、ファイルごとに文書の一覧表を作成し、1ページ目に綴ることとした。</p> <p>平成24年度から診療材料の管理方法を預託方式に変更し、院内に病院在庫は保有しないことから棚卸資産は存在せず、計上する必要はなくなった。</p> <p>診療材料については、平成24年度から、管理方法を預託方式に変更し、院内に病院在庫は保有しないことから棚卸資産は存在せず、受払記録を計上する必要はなくなった。</p> <p>薬品については、平成24年度から、金額的・質的重要なものについて継続的に受払記録を行うこととした。</p>

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について	担当部・課 中央病院
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等
<p>③ 実地棚卸</p> <p>ア 実際に実地棚卸した結果の記録について、保管期間に関する規定を定めて保管しておくべきである。</p> <p>イ 注射薬は棚卸差異が生じやすい品目であるため、日々の管理を重視する必要がある。</p> <p>④ 棚卸差異分析について</p> <p>薬剤科倉庫における棚卸差異表によると、注射薬を中心に不明差異が生じているので、差異原因を調査・分析を行うべきである。</p> <p>⑤ 棚卸減耗損の計上について</p> <p>棚卸差異は棚卸減耗損として認識することが必要となる。</p> <p>⑥ 棚卸の結果報告</p> <p>実地棚卸の結果、過不足があった場合は、管理者及び公所長に報告する必要がある。</p> <p>(4) 出納管理</p> <p>③ 金庫の施錠管理</p> <p>金庫は鍵とダイヤルにより二重に施錠し、ダイヤルは定期的に変更することで厳重に管理することが必要である。</p>	<p>診療材料については、平成24年度から、管理方法を預託方式に変更し、院内に病院在庫は保有しないことから棚卸資産は存在せず記録する必要はなくなった。</p> <p>平成24年度から、払い出し請求伝票の受け渡しを徹底するなどして、日々の管理を重視していくこととした。</p> <p>平成24年度から、棚卸差異が生じた場合には、差異について原因を調査することとした。</p> <p>平成24年度から、帳簿価格より実地棚卸額が少ない場合は、「棚卸減耗損」として計上することとした。</p> <p>平成24年度から、実地棚卸の結果、帳簿価額に不足があった場合は、管理者及び公所長に報告することとした。</p> <p>平成24年3月に、暗証番号及び指紋認証の2重ロック式の金庫を購入し、定期的に暗証番号を変更するなどして、管理していくこととした。</p>

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について	担当部・課 中央病院
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等
<p>④ 領収書の管理 領収証綴りの管理簿による領収証綴りの払出管理及び各領収証綴りの連番管理により、領収証の不正使用を未然に防ぐことが必要である。</p> <p>⑥ 出納業務と経理業務の職務分掌について 出納業務を行う担当者は、経理業務を行わず、経理業務を行う担当者は出納業務を行わないとすることが必要である。</p> <p>(5) 人事管理</p> <p>① 時間外勤務、休日及び夜間勤務命令簿の承認について 時間外勤務、休日及び夜間勤務命令簿については、上席者の承認を得るとともに、時間外執務の内容について、具体的に記載する必要がある。</p>	<p>平成24年度から、領収証綴りに連番を付し、管理簿を作成のうえ在庫管理を行うこととした。また、領収証綴りは金庫の中で保管することとした。</p> <p>限られた人数で業務を分担している都合上、完全に担当業務を分けることが困難なため、平成24年度から、支出票起票者以外の担当者が内容を十分に審査することにより、担当者間の相互審査を徹底し、不正経理の防止に努めることとした。</p> <p>平成23年度から、時間外勤務、休日及び夜間勤務命令簿に時間外執務の内容については、診療内容、時間外勤務の理由等を具体的に記載の上、全ての職員が上席者の承認を得るよう管理を徹底することとした。</p>

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について	担当部・課 病院局経営管理課, 中央病院
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
VI 中央病院 (各論) 3 管理項目毎の監査結果 (6) 委託契約管理 ① 契約方法について 委託契約の執行伺いは必ず作成すること。 (7) 部門別計算 ② 原価システムの不備 より詳細なマニュアルの提供を依頼すべきである。また、早急に、新たに運用保守契約を締結し、原価計算システムについて適時に保守を受けることができる体制を構築すべきである。	平成24年度から、執行伺いの作成が漏れないよう確認を徹底することとした。 平成24年度に、保守契約を締結することとした。また、マニュアルの作成と提供については、開発元に依頼した。

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について	担当部・課 病院局経営管理課, こころの医療センター
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
VII こころの医療センター（各論） 5 管理項目毎の監査結果 （1） 未収金管理 ① 医業未収金の回収不能見込額について 過年度個人医業未収金の中で時効経過期間分については，資産性はない。	時効が到来しても一部納付されている例もあり，必ずしも資産性がないとは言えない。回収可能性のある債権は引き続き回収に努めるが，やむを得ず回収が不能な債権については，全庁的な不納欠損方策の検討に合わせて対応していく。

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について	担当部・課 こころの医療センター
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等
<p>VII こころの医療センター（各論）</p> <p>5 管理項目毎の監査結果</p> <p>(1) 未収金管理</p> <p>② 個人医業未収金の高額滞納者の回収管理について 過年度個人医業未収金の未収者全般が生活困窮状況であることを勘案すると、事実上未収金総額の回収は不可能であると考えられ時効経過分については、債権保全の手続を徹底するとともに、早期回収あるいは債務者の実態に応じた処理をすべきである。</p> <p>③ 退院時における入院費用精算について 当日精算を徹底する必要がある。</p> <p>④ 返戻レセプトの会計処理について 返戻は単なる請求手続きの不備等により収益の回収が遅れるだけで、会計理論的には返戻時点で医業収益を修正する必要があるものではないため、期末再請求未了の返戻レセプトについては年次の病院実績を適切に反映させるため再計上処理する必要がある。</p> <p>⑤ 過誤返戻レセプトの会計処理について 過誤返戻の再請求が不能な場合等、事実上過誤返戻相当額の返還が確定している場合を除いて、会計理論的には過誤返戻時点で医業収益を修正する必要があるものではないため、期末再請求未了の過誤返戻レセプト相当額については年次の病院実績を適切に反映するために再計上処理する必要がある。</p>	<p>高額な治療費が想定される患者に対しては早期に相談員が介入することにより、公的扶助や公的医療制度の活用を促すこととし、未収金の圧縮に努める。また、時効未経過債務については、督促、臨戸訪問、法的措置等の債権保全を徹底し、早期回収等に努めることとした。</p> <p>平成24年度から、休日退院時の精算も当日に職員が対応するなど、当日精算を徹底することとした。</p> <p>年度末に再請求未了のまま残っている返戻レセプトについては、平成23年度決算から、当該年度に収益を計上することとした。</p> <p>年度末に再請求未了のまま残っている過誤返戻レセプトについては、平成23年度決算から、当該年度に収益を計上することとした。</p>

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について	担当部・課 こころの医療センター
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等
<p>⑥ 請求保留レセプトの会計処理について 診療行為が完了した時点で医業収益及び医業未収金を計上することが費用収益対応の観点から適切な処理であり、期末請求保留レセプトについて年次の病院実績を適切に反映するために再計上処理する必要がある。</p> <p>⑥ 請求保留レセプトの会計処理について 院内の手続遅延による長期保留レセプトについては可及的速やかに手続きを完了し請求処理する必要がある。</p> <p>⑦ 現年度団体医業未収金残高について 2,3月診療請求分以外の過年度団体医業未収金相当額については勘定科目の性質上過年度未収金残高へ振替える必要がある</p> <p>(2) 固定資産管理</p> <p>① 遊休財産について 当該焼却炉に関しては、早急に撤去、廃棄手続を実施する必要がある。</p> <p>① 遊休財産について 遊休状態となっている財産を把握し、早急に有効利用できるかどうか検討の上、売却や廃棄等の方針を決定し、適切に管理する必要がある。</p> <p>② 病院新築工事に係る廃棄資産の特定について 平成23年12月に既存病棟解体工事の完了予定とのことであり、早急に廃棄資産の特定を行う必要がある。</p>	<p>年度末に再請求未了のまま残っている保留レセプトについては、平成23年度決算から、当該年度に収益を計上することとした。</p> <p>平成24年度から、保留レセプトについて、請求に至る手続の進捗状況を随時把握し、早期請求に努めることとした。</p> <p>現年度の団体医業未収金残高を精査し、過年度団体医業未収金相当額については、平成23年度決算から、過年度分の未収金残高へ振り替えることとした。</p> <p>焼却炉については、平成24年度までに、廃棄手続を行うこととした。</p> <p>固定資産台帳に登録された資産の現状確認を速やかに行い、未利用資産については、各資産の状況に応じ、処分することを含め具体的な活用策を決定する。</p> <p>平成24年までに、固定資産台帳に登録された全ての資産の現状確認を速やかに行い、廃棄資産については除却手続を行うこととした。</p>

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について	担当部・課 こころの医療センター
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>③ 除却処理漏れについて 資産の除却処理漏れが存在するため、除却処理を実施する必要がある。</p> <p>④ 固定資産管理シールについて 茨城県病院局会計規程第65条の5に基づき、固定資産に固定資産管理シールを付し、固定資産であることを表示するとともに、管理対象資産として管理する必要がある。</p> <p>⑤ 固定資産の現物確認について 定期的に固定資産の現物確認を実施することが必要である。</p>	<p>平成24年度までに、現物と台帳を突合し、資産の除却漏れについては、除却処理を行うこととした。</p> <p>平成24年度から、物品の納入検品された時点で、固定資産の登録を行い、同時に管理シールも作成し、貼付することとした。</p> <p>平成24年度から、現物確認と台帳の突合の実査を年1回以上行うこととした。</p>

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について	担当部・課 病院局経営管理課, こころの医療センター
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>VII こころの医療センター（各論）</p> <p>5 管理項目毎の監査結果</p> <p>(2) 固定資産管理</p> <p>⑤ 固定資産の現物確認について</p> <p>固定資産実査を行うにあたり、会計規程に定め、また、作業内容を標準化するために、固定資産の現物確認マニュアルを作成する必要がある。</p>	<p>平成24年3月に、固定資産実査に関連する規定を追加するよう会計規程を改めるとともに、現物確認のためのマニュアルを作成し、適切な管理を行うこととした。</p>

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について	担当部・課 こころの医療センター
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>VII こころの医療センター（各論）</p> <p>5 管理項目毎の監査結果</p> <p>(2) 固定資産管理</p> <p>⑥ 借受資産の管理について 茨城県病院局会計規程に基づき、借受固定資産台帳を作成し、借受資産を適切に管理する必要がある。</p> <p>⑦ 減価償却費に関する決算調整について 計算誤りのある資産については、減価償却費を適切に修正し、固定資産管理システム上の登録誤りや漏れを原因とするものである場合、当該管理システムを追加修正する必要がある。</p> <p>⑧ 決算後の固定資産台帳遡り修正について 固定資産管理システムについて、決算等の一定の時期において確定処理を行い、その後の追加、削除、修正処理はできないようにする必要がある。</p> <p>⑨ 固定資産台帳登録依頼書について 適切に台帳登録を行うため、固定資産台帳登録依頼書などの文書による登録依頼を行う必要がある。</p> <p>(3) 棚卸資産管理</p> <p>① 棚卸資産に関する規程について 病院の実態に応じ現状に即した規程に改定する必要がある。</p>	<p>平成24年度から、借り受けている固定資産については、会計規程に基づき、借受固定資産台帳を作成し、借受資産を適切に管理していくこととした。</p> <p>平成24年度までに、固定資産管理システムに誤って登録された取得価格及び償却期間等の情報を修正し、減価償却費を適正に修正することとした。</p> <p>平成24年度までに、決算処理終了後は、固定資産のデータについて遡って修正ができない運用に改めることとした。</p> <p>平成24年度から、資産管理に伴う事務連絡は、必ず文書により行うこととした。</p> <p>業務を再確認し、平成24年3月に、実態に合うよう規程を改めた。</p>

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について	担当部・課 こころの医療センター
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等
<p>② 診療材料について 必要に応じて、継続記録による受払管理や棚卸計算法による棚卸資産管理を実施すべきである。</p> <p>③ 薬品の棚卸について 金額的・質的重要性が高い医薬品については、バラ単位で期末棚卸を実施し、期末評価額については原則として貯蔵品勘定に振り替える必要がある。</p> <p>(4) 出納管理</p> <p>① 預り証の管理 領収証綴りの管理簿による領収証綴りの払出管理及び各領収証綴りの連番管理により、領収証の不正使用を未然に防ぐことが必要である。</p> <p>② 家族会の現金、患者の小遣い現金 家族会現金は、患者の小遣い金とは、保管・管理は別にすべきである。</p> <p>(5) 人事管理</p> <p>① 夜間勤務手当を計算する場合の夜間勤務時間について 夜間勤務時間の開始時間は、就業時間の開始と同じく午前0時30分とすべきである。</p> <p>② 非常勤嘱託員の出勤簿について 嘱託員の出退勤を明確にするため、出勤時間と退庁時間の記載、上司の確認印の徹底が必要である。</p>	<p>平成24年度から、定期的に購入する一定金額を越える診療材料については、棚卸資産管理をすることとした。</p> <p>平成24年度から、注射剤のような金額的に大きいものについては、バラ単位で貯蔵品勘定に振り替えることとした。</p> <p>平成24年度から、領収証綴りに連番を付し、管理簿を作成のうえ在庫管理を行うこととした。また、領収証綴りは、金庫の中で保管することとした。</p> <p>平成24年度から、家族会の現金については、病院事業現金とは別に管理をすることとした。</p> <p>平成23年12月に、「夜間勤務命令簿」の様式の記載誤りについて修正し、今後の管理を徹底することとした。</p> <p>平成24年3月に、様式の整備等を行い、出勤・勤務時間を明確に確認できるよう管理を徹底することとした。</p>

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について		担当部・課 病院局経営管理課, こども病院
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
VIII こども病院 (各論) 3 管理項目毎の監査結果 (1) 未収金管理 ① 医業未収金の回収不能見込額について 過年度個人医業未収金の中で時効経過期間分については, 資産性はない。	時効が到来しても一部納付されている例もあり, 必ずしも資産性がないとは言えない。回収可能性のある債権は引き続き回収に努めるが, やむを得ず回収が不能な債権については, 全庁的な不納欠損方策の検討に合わせて対応していく。	

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について	担当部・課 こども病院
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>VIII こども病院（各論）</p> <p>3 管理項目毎の監査結果</p> <p>(1) 未収金管理</p> <p>② 個人医業未収金の高額滞納者の回収管理について 過年度個人医業未収金の未収者全般が生活困窮状況であることを勘案すると、事実上未収金総額の回収は不可能であると考えられ時効経過分については、債権保全の手続を徹底するとともに、早期回収あるいは債務者の実態に応じた処理をすべきである。</p> <p>③ 誓約書・保証書の入手について 保証書の入手は未収金保全の重要な手段であるため受領を徹底する必要がある。</p> <p>④ 退院時における入院費用精算について 当日精算を徹底する必要がある。</p> <p>⑤ 返戻レセプトの会計処理について 返戻は単なる請求手続きの不備等により収益の回収が遅れるだけで、会計理論的には返戻時点で医業収益を修正する必要があるものではないため、期末再請求未了の返戻レセプトについては年次の病院実績を適切に反映させるため再計上処理する必要がある。</p>	<p>高額な治療費が想定される患者に対しては早期に相談員が介入することにより、公的扶助や公的医療制度の活用を促すこととし、未収金の圧縮に努める。また、時効未経過債権については、督促、臨戸訪問、法的措置等の債権保全を徹底し、早期回収等に努めることとした。</p> <p>平成24年度から、誓約書・保証書の受領について徹底することとした。</p> <p>平成24年度から、入院費用については、当日精算を徹底することとした。</p> <p>年度末に再請求未了のまま残っている返戻レセプトについては、平成23年度決算から、当該年度に収益を計上することとした。</p>

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について	担当部・課 こども病院
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等
<p>⑥ 過誤返戻レセプトの会計処理について</p> <p>ア 過誤返戻の再請求が不能な場合等、事実上過誤返戻相当額の返還が確定している場合を除いて、会計理論的には過誤返戻時点で医業収益を修正する必要があるものではないため、期末再請求未了の過誤返戻レセプト相当額については年次の病院実績を適切に反映するために再計上処理する必要がある。</p> <p>イ 期末再請求未了の返戻レセプトの中に事実上再請求不能なレセプトがあるため所定の院内手続きを経て速やかに処理する必要がある。</p> <p>⑦ 請求保留レセプトの会計処理について</p> <p>診療行為が完了した時点で医業収益及び医業未収金を計上することが費用収益対応の観点から適切な処理であり、期末請求保留レセプトについて年次の病院実績を適切に反映するために再計上処理する必要がある。</p> <p>(2) 固定資産管理</p> <p>① 固定資産台帳の照合について</p> <p>年度末などの定期的に、試算表と固定資産台帳の照合を実施し、両者の一致を確認する必要がある。</p> <p>② 資産の現物管理について</p> <p>資産の検品時点で固定資産番号シールを発行しうるように改善すべきである。</p>	<p>年度末に再請求未了のまま残っている返戻レセプトについては、平成23年度決算から、当該年度に収益を計上することとした。</p> <p>平成24年3月から、院内の手続きを速やかに行い、適切に処理することとした。</p> <p>年度末に再請求未了のまま残っている返戻レセプトについては、平成23年度決算から、当該年度に収益を計上することとした。</p> <p>平成23年度決算から、決算処理実施時期に、試算表と固定資産台帳の照合作業を行うこととした。</p> <p>平成24年度から、物品の納入検品された時点で、固定資産の登録を行い、同時に管理シールも作成し、貼付することとした。</p>

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について		担当部・課 こども病院
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
③ 固定資産の現物確認について 現物確認し、除却処理、管理換等の手続を実施し、管理台帳の所在に関する情報を更新すべきである。	現物調査表との差異について、平成24年度に、再度現物調査を実施し、適切な管理を行うこととした。	

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について		担当部・課 病院局経営管理課, こども病院
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
VIII こども病院 (各論) 3 管理項目毎の監査結果 (2) 固定資産管理 ③ 固定資産の現物確認について 固定資産現物確認の実施マニュアルを作成し, 手続の標準化を図ることが必要である。	平成24年12月までに, 固定資産現物確認実施マニュアルを作成し, 手続きの標準化を図り適切な管理を行うこととした。	

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について	担当部・課 こども病院
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>VIII こども病院（各論）</p> <p>3 管理項目毎の監査結果</p> <p>(2) 固定資産管理</p> <p>④ 物品預り証の入手について 物品の引渡しに関する事実を明確にするため、原則として、物品預り証又はこれに代わる書類を入手する必要がある。</p> <p>(3) 棚卸資産管理</p> <p>① 棚卸資産に関する規程について 平成21年のSPDの導入に即した規程に改定する必要がある。</p> <p>② クレーム依頼書の記載様式及び管理方法について 「クレーム依頼書」は不具合の事実を疎明する唯一の帳票であるため原本を漏れなく保管する必要がある。</p> <p>③ SPD対象外の診療材料について SPD対象外の検査試薬等は病院自身の棚卸資産であるため、棚卸資産管理を実施すべきである。</p> <p>④ バラ管理の薬品の棚卸について バラ管理による薬品については原則として貯蔵品勘定に振り替える必要がある。</p> <p>(4) 出納管理</p> <p>① 領収証の管理 領収証綴りの管理簿による領収証綴りの払出管理及び各領収証綴りの連番管理により、領収証の不正使用を未然に防ぐことが必要である。</p>	<p>平成24年度から、業者からの預り証等を入手することとした。</p> <p>平成24年度に、業務を再確認し、実態に合うよう規程を改正することとした。</p> <p>平成24年度から、依頼書に管理番号等を付記し、回答漏れがないよう書式の見直しを行い管理を徹底することとした。</p> <p>平成24年度から、高価品や劇物等の管理が必要とされる試薬等を対象に出納簿による管理を行い、在庫量や品質等管理の徹底をすることとした。</p> <p>平成24年3月から、年度末棚卸しにおいて発生したバラ管理医薬品については貯蔵品勘定に振り替えることとした。</p> <p>平成24年度から、領収証綴りに連番を付し、管理簿を作成のうえ在庫管理を行うこととした。また、領収証綴りは、金庫の中で保管することとした。</p>

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について		担当部・課 こども病院
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
(6) 個人情報管理 ① 個人所有 PC の持ち込みについて 個人所有パソコンの使用許可後の使用内容についてのモニタリング及びセキュリティソフトの更新状況等の管理を十分に行うべきである。	平成24年度から、個人所有 PC の使用許可を更新制とし、セキュリティ対策ソフトウェアの有効期限や更新状況、インストールソフトウェアの適正確認、個人情報の運用や PC 使用状況のモニタリングを定期的を実施し、台帳を作成し管理していくこととした。	

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について	担当部・課 保健福祉部厚生総務課 医療大学
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等
<p>IX 附属病院における監査結果（各論）</p> <p>3 管理項目毎の監査結果</p> <p>(1) 経営収支改善の方途</p> <p>経営面及び医療面から、リハビリテーションの実施率の向上が期待されることから、定数増による療法士の増員を図り、収支の改善に取り組むべきである。</p>	<p>患者サービスと経営改善を図るため、人員配置の見直しを含めて、療法士の増員について検討を進めていく。</p>

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について	担当部・課 医療大学
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>IX 附属病院における監査結果（各論）</p> <p>3 管理項目毎の監査結果</p> <p>(2) 中長期経営計画の収支計画 中長期経営計画の経営目標として、5年程度の収支計画を作成すべきである。</p> <p>(4) 未収金管理</p> <p>① 調定額のシステム入力の正確性の検証手続 調定額の確認方法について、マニュアルを作成し、担当者が交代しても業務の一貫性を確保する必要がある。</p> <p>② 医業未収金収入未済額の回収不能見込額について 時効経過前未収金について、時効管理を徹底し、回収促進を図る必要がある。 また、収入未済額の決算時のデータは保存しておかなければならない。</p> <p>(5) 固定資産管理</p> <p>① 現物確認 備品確認の実施方法を改善して、備品の適切な管理を実施する必要がある。</p> <p>③ リース資産の管理 リース資産についても、管理台帳を作成し適切に管理する必要がある。 リース資産の現物には、リース資産であることを明示すべきである。</p>	<p>次期アクションプランに5年間（平成24～28年度）の収支見通しを記載するとともに、教育施設及び県立のリハビリテーション専門病院としての運営のあり方を検証することとした。</p> <p>平成24年度から、調定額の確認方法のマニュアルを作成し、業務の引継ぎを適切に行うこととした。</p> <p>平成24年度から、毎年度の決算時に滞納者毎の決算データを保存し、時効管理を徹底することとした。</p> <p>平成23年度末から、備品現況調査確認一覧表を作成し、備品管理担当者が現物確認をする際には、事務担当者が立ち会い、確認したものについては、両者で一覧表に押印することとした。</p> <p>平成24年度から、リース資産の現物にリース資産であることが識別できる表示を貼付するとともに、管理台帳を作成することで適切に管理することとした。</p>

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について		担当部・課 医療大学
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
<p>(6) 棚卸資産管理</p> <p>① 在庫管理の状況 病院決算内容の把握のため、在庫量及び在庫金額を明らかにすべきである。 院内在庫は、少なくとも定数による在庫金額は把握すべきである。</p> <p>(7) 出納管理</p> <p>① 窓口収納料金の現金確認の証跡化 窓口収納料金受領時は、現金を確認の上、金種表に押印し、確認の証跡を残すことにより出納管理の責任の所在を明確にすべきである。</p>	<p>平成24年度から、委託業務標準作業書を見直し、在庫量及び在庫金額を把握するようにするとともに、院内在庫についても定数に基づく在庫金額を把握することとした。</p> <p>平成23年11月から、窓口収納業務委託業者から窓口収納料金を受け取る際には、担当者が現金を確認し、金種表に担当印を押印することとした。</p>	

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について	担当部・課 保健福祉部厚生総務課 医療大学
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等
IX 附属病院における監査結果（各論） 3 管理項目毎の監査結果 (9) 繰出金 ① 繰出金の算定方法の見直しの必要性 「リハビリ医療に要する経費」について、基礎データに基づき算定すべきである。不足が生じる場合は「収支差補填のための経費」等の名目とすべきである。	「リハビリ医療に要する経費」の算定について、他の公立リハビリテーション病院等の状況を調査するなど、基礎データに基づき算出できるか検討していく。

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について	担当部・課 医療大学
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>IX 附属病院における監査結果（各論）</p> <p>3 管理項目毎の監査結果</p> <p>(10) 情報システム</p> <p>① アクセス管理について パスワードの変更については、1年よりも短い期間(例えば3カ月毎)で実施を義務づけるようにすると共に、システムのにも期限切れはログインできないようにすべきである。</p> <p>② 外部記録装置（USB等）の取扱いについて OAシステムについて、データを外部記憶装置にコピーできないようシステムの的に設定する、又は、申請が承認された場合のみコピー可とするという対策が必要である。 許可された場合でも、システム上暗号化を要求するなどセキュリティ対策を講じるべきである。</p> <p>(11) 委託契約管理</p> <p>② 随意契約について 医療用特殊機器を購入する際は、保守契約条件も加味して入札することの検討が必要である。</p> <p>③ 保育園事業について 平成21年度では、医療大学側の子息が約半数保育園サービスを受けているため、保育園事業に関する委託料については、大学側と適切に負担すべきである。</p>	<p>平成24年度から、システム上でパスワード変更の期限を設定し、期限切れ者はログインできないこととした。</p> <p>平成24年度から、外部記録装置へのコピーをシステムの的に不可とした。 また、要領に「USB等への保管時に暗号化を行う」ことを規定し、セキュリティ対策を講じることとした。</p> <p>平成24年度から、医療機器の購入にあたり、保守の経費等を含めて総合的に機種を選定をしていくこととした。</p> <p>今後、大学職員子息の利用がある場合は、保育園事業に関する委託料について、大学側と適切に負担していくこととした。</p>

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について		担当部・課 医療大学
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
(12) その他 ① 平成22年度年報における、決算額数値の誤り 平成22年度年報の数値に一部誤りがあった。誤りのない数値を公表すべきである。 ② 代用公舎（女子寮）について 一棟借り上げの代用公舎があるが、空き室があるので、賃借料の値引き又は個別契約へ変更すべきである。 ③ 共通費の負担について 電気容量という単一の負担基準ではなく、合理的で説得力のある複数の負担基準にすべきである。	平成24年度から、複数の職員により確認するなど、チェック体制を強化することとした。 平成24年度から、男子職員も入寮できるようにするとともに、契約更新に当たって、価格交渉を行い賃借料を引き下げることとした。 平成24年度から、前年の実使用量に応じて負担割合を決定することとし、毎年度見直しを行うこととした。	